

府子本第 840 号  
平成 30 年 8 月 27 日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法  
施行規則の一部を改正する内閣府令について

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」については、平成 30 年 8 月 28 日に閣議決定予定、同月 31 日に公布予定であり、「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」については、同日に公布予定である。

その主たる内容は下記のとおり、未婚のひとり親を寡婦又は寡夫（以下「寡婦等」という。）とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例であるので、内容を十分了知の上、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

## 記

### 1. 未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

#### (1) 改正の趣旨

平成 28 年通常国会で成立した児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 37 号）に対する附帯決議において、「一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないものをいう。以下同じ。）を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上の寡婦等とみなした上で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用者負担上限に係る市町村民税の算定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図る。

## (2) 改正の概要

### ①子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令関係

未婚のひとり親であって、これを寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限が、その他の市町村民税を課されない者の負担上限月額と同等となるよう所要の措置を講ずることとする。

### ②子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令関係

未婚のひとり親について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなすこととする。

## 2. 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について

### (1) 改正の趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による改正後の地方税法において、平成 30 年度分の税率から、指定都市に住所を有する者について、道府県民税は 2 %、市民税は 8 %（指定都市以外に住所を有する者については、従来どおり道府県民税 4 %、市民税 6 %）に改められたところ、指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにもかかわらず特定教育・保育施設等の利用者負担上限が異なることのないよう措置を講ずる。

### (2) 改正の概要（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令関係）

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。

## 3. 施行期日等

公布日：平成 30 年 8 月 31 日

施行日：平成 30 年 9 月 1 日

### (添付資料)

別添 1：本文・新旧対照表（子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令）

別添 2：本文（新旧方式）（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令）

別添 3：読替表

別添 4：未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に関する FAQ

<問合せ先>

内閣府子ども・子育て本部 松川、田邊

TEL:03-6257-1465（直通）